

保護者 様

令和6年4月8日
上尾市立東小学校
校長 赤羽 洋治

体育授業時の服装について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、体育授業時の服装について、本校では児童の安全面等を考慮し、下記のとおりとしております。お子さんをご確認いただき、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 体育着（半袖ハーフパンツ）

- (1) 運動できる服装以外では、体育の授業に参加することができません。
- (2) 靴下は運動に適したものとし、動きやすいものをはくようにしてください。

2 髪、帽子

- (1) 帽子にゴム紐をつけてください。また、ゴム紐が伸びているものは、交換してください。
- (2) 髪の毛が長い児童は、ゴムで結びます。
- (3) 髪の毛を結ぶものは、安全面を考慮し、華美でないものを用意してください。
(派手なゴムやシュシュ、飾りの大きいゴムは控えてください。)

3 冬期の服装（10月上旬～3月）

- (1) 気温の低い日の体育の学習では、体育用の上着（記名あり）を着用することができます。
 - ※ トレーナー等には、図のように名札を付けるようにしてください。
 - ※ ただし、その日に着てきた、トレーナー等の普段着を着用することはできません。
- (2) 安全上のため、トレーナーはフード、ボタン、装飾がされていない、運動に適したものにしてください。
- (3) 半袖下に、無地の長袖シャツやスポーツ用インナー等を着用することができます。
(着用カラーの目安としては、黒・白・紺・グレーとしてください。)
- (4) 気温の低い日の体育の学習については、体育用の長ズボンを着用することができます。
 - ※ ただし、その日に着てきた、普段着を着用することはできません。
- (5) 長ズボンは、ジャージ等とし、体育授業に適した素材のものとしてください。
(着用カラーの目安としては、黒・白・紺・グレーとしてください。)
- (6) スパッツやレギンスを着用することもできます。
 - ※ ただし、腰から指先一体のものを、着用することはできません。（負傷時の対応のため。）

